

## 七、會社成立後譲受ける財産の内容

松竹株式會社から次の通り舊歌舞伎座建物の殘存物件を當會社成立後譲受ける。但し正式契約ではない。

所在地 東京都中央区木挽町四丁目三番地の四號

一、鐵骨鐵筋コンクリート造地階共五階建元劇場歌舞伎座の戦災により焼失した建物延二、八九三坪四一の殘存物件

所在地 東京都中央区木挽町四丁目三番地の四號

一、鐵骨鐵筋コンクリート造三階建元劇場歌舞伎座樂屋の戦災により焼失した建物延四一八坪六の殘存物件

以上價格金五、〇〇〇、〇〇〇圓とする。

## 八、發起人の住所氏名及引受株式數

氏名	住所	引受株式の種類及數	摘要
大谷竹次郎	東京都中央区築地二丁目十一番地	記名式普通株式五〇、〇〇〇株	
白井松次郎	大阪府大阪市南區笠屋町三十六番地	記名式普通株式五〇、〇〇〇株	
龍 斷	東京都中央区銀座西二丁目一番地	記名式普通株式四〇、〇〇〇株	
清水康雄	東京都港区麻布竹谷町七番地	記名式普通株式四〇、〇〇〇株	
井上伊三郎	東京都中央区銀座西六丁目五番地十	記名式普通株式三〇、〇〇〇株	
松尾國三	東京都文京區駒込林町三十五番地	記名式普通株式三〇、〇〇〇株	
三嶋良藏	東京都杉並區天沼三丁目七百七番地	記名式普通株式三〇、〇〇〇株	
山崎修一	神奈川県鎌倉市亂橋材木座五百七十五番地	記名式普通株式二〇、〇〇〇株	
高橋歳雄	東京都北多摩郡保谷町大字下保谷百九十二番地	記名式普通株式一九、〇〇〇株	
池田純久	東京都中野區鷺宮四丁目四百七十二番地	記名式普通株式一〇、〇〇〇株	
富塚孝吉	東京都澁谷區神宮通一丁目一番地	記名式普通株式一〇、〇〇〇株	
奥山一三	京都府京都市下京區東栞穀馬場通七條上る住吉町三百四十九番地	記名式普通株式一〇、〇〇〇株	
大久保源之丞	東京都台東區淺草馬道三丁目四番地四	記名式普通株式一〇、〇〇〇株	
加賀二郎	東京都世田谷區若林町二百四十四番地	記名式普通株式一〇、〇〇〇株	
高村潔	東京都世田谷區松原一丁目百十五番地	記名式普通株式一〇、〇〇〇株	
高橋貫道	東京都中央区新富町三丁目七番地	記名式普通株式一〇、〇〇〇株	
小林鑛作	神奈川県鎌倉市小町三百二十三番地	記名式普通株式一〇、〇〇〇株	
宮崎瀧藏	大阪府南河内郡大草村大字大美野百三十四番地の十六	記名式普通株式一〇、〇〇〇株	
安井誠一郎	東京都世田谷區赤堤町二丁目五百二十四番地	記名式普通株式 一、〇〇〇株	

## 九、株式募集の条件

募集株式数	二、六〇〇、〇〇〇株
一株の券面額	五〇圓
一株の額面超過金額	一般募集 一五圓 縁故募集 〇圓
第一回の拂込金額	五〇圓
申込株数単位	一般募集一〇〇株若くはその倍數 縁故募集一〇株若くはその倍數
申込期日	一般募集自昭和二十四年九月五日至昭和二十四年九月二十日 縁故募集自昭和二十四年九月十日至昭和二十四年九月三十日
申込方法	期日迄に株式申込證に申込證據金及印鑑を添へて下記取扱場所に申込む事
申込證據金	壹株に付 一般募集 六五圓 縁故募集 五〇圓
募入決定方法及期日	株式申込期日（九月三十日）までに拂込取扱場所に申込まないときは縁故募集の割當を取消す
拂込期日	昭和二十四年十月五日
拂込方法	申込證據金を以て拂込金に充てる
摘要	一、 申込證據金に對する利息は附けない 二、 縁故募集の割當以上の申込に對する株式の割當は發起人に於て決定する 三、 昭和二十四年十二月卅一日までに創立總會が終結しないときは株式の申込を取消することができる

拂込取扱所	
店名	所在地
日本勸業銀行本店	東京都千代田区内幸町一丁目一番地
日本勸業銀行銀座支店	東京都中央区銀座西六丁目一番地の九號
三和銀行東京支店	東京都中央区日本橋呉服橋一丁目一番地
三和銀行京橋支店	東京都中央区京橋三丁目四番地
三和銀行淺草支店	東京都台東區淺草駒形二丁目五番地
三和銀行新宿支店	東京都新宿區新宿三丁目四番地
日本勸業銀行横濱支店	神奈川県横濱市中區櫻木町一丁目一番地
三和銀行横濱支店	神奈川県横濱市中區長者町五丁目一番地
日本勸業銀行大阪支店	大阪府大阪市東區淡路町二丁目五番地
三和銀行本店	大阪府大阪市東區今橋三丁目二一番地
日本勸業銀行京都支店	京都府京都市中京區烏丸通二條下ル秋野々町五三五番地
三和銀行京都支店	京都府京都市下京區四條通烏丸角西入ル函谷鉾町一〇一番地
日本勸業銀行名古屋支店	愛知縣名古屋市市中區榮町二丁目一一番地
三和銀行名古屋支店	愛知縣名古屋市市中區廣小路通六丁目九番地
日本勸業銀行神戸支店	兵庫縣神戸市生田區榮町通一丁目一三番地の二

三和銀行神戸支店 兵庫縣神戸市生田區榮町通二丁目五〇番地

一〇、株式名義書換の場所

東京都中央區木挽町四丁目三番地の四號株式會社歌舞伎座事務所

一一、株式名義書換の停止期間

毎決算期終了の翌日から定時株主總會終了の當日まで及び臨時株主總會の通知を發した日からその總會終了の當日までとする。なおあらかじめ公告の上一定期間停止することがある。

一二、公告新聞

東京都において發行する日本經濟新聞